

## 意見書

平成 24 年 1 月 14 日

情報通信審議会  
電気通信事業政策部会長 へ

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第 5 条により、平成 23 年 12 月 22 日付けで公告された「災害時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

### 要 旨

利用者、ユーザーというか一市民の立場から意見を申し上げる。

- 1、 公衆電話の現況の周知をはかること。
- 2、 その維持のためにユーザー、電話会社の負担だけではなく行政の負担を考える。
- 3、 その効率的運用のための電話機の開発を期待する。

## 1、公衆電話の現況の周知をはかること、

- ・ 公衆電話はどこにある？  
公衆電話の数が減り、どこに行けばあるのか咄嗟にわからない。固定電話もケータイ電話も持たない「情報弱者」に判り易くするにはどうするか？電話会社からも行政からもそのような案内が来たことはない。身近な公共機関の自宅からの平均距離は、小学校 1.1km、郵便局 1.1km、公民館 1.3km、警察・交番 1.4km、消防署 2.3km、市町村役場 2.9km となっている。小学校は夜間・休日などの運用が難しいだろうから、やはり郵便局である。郵便局へ行けば必ず公衆電話はあると思うがそうはなっていない。昔の「公衆電話室」は ATM の操作室などになっていて、電話の利用できない局が多い。夜間も含めて郵便局に行けば必ず利用できることにならないのだろうか、答申（案）にもあるとうり（p.3）法的には 500m 四方に 1 台はあることになっているがはたして守られているのだろうか、総務省は各都市別にその数値を発表すべきではないだろうか？ただ平均値的にあるというのではなく、500m メッシュの地図上で示してほしい。それで私たちは事前に確認しておきたいのである。
- ・ ウェブによる周知  
答申（案）では設置場所の周知にウェブページの活用を提案しているが（p.11）重要なのは電話もウェブも持たない人たちへの配慮である。

## 2、その維持のためにユーザー、電話会社の負担だけではなく行政の負担を考える。

- ・ 電話会社は「公衆電話は赤字である」という。事業体としては全ての分野で収益が上がることはないのであるからある程度の負担は社会的責任であろう。ユニバーサル料金の名で私達ユーザーは利用料金の千分の一ほどを負担しており、2010 年度では 152 億円にのぼっている。電話会社も同じくらいの比率で負担すべきだろう。通信事業会社 148 社のうち 84 社が利用者に転嫁している。関連のメーカー、工事会社なども負担すべきだろう。上記「現況の周知」というのはこの数値を公開すべきだと思うのである。私たちが納得して負担できる環境が必要である。
- ・ 災害時に公衆電話を利用しなければならないのは、電話を持たない人々である。とすればこの経費の負担は行政がみるべきではないだろうか。国家ではなく地方自治体でも考える必要はないだろうか、上記「500m 四方に 1 台」の電話が確保されているかどうか行政の首長は知っているのだろうか、市街地では 500m 毎、それ以外は 1 km 毎となっているが、首長は自分の街がどのように扱われているのか知っているのだろうか、新興団地には全く公衆電話の無いところもあるという。（会計検査院報告）その上で自治体首長が「より安心して住める街、安全なわが街」を目指すのならある程度の行政負担をするべきではないだろうか、全国均一である必要はない。電話会社は不採算公衆電話として月 4000 円を撤去の目安としているようであるから（p.6）その差額の負担が当面の負担額であろうかと思う。
- ・ 災害時の特設公衆電話の扱いも同様である。
- ・ 電話会社は「損失」という言葉を使うが「損失」ではない。「運用費不足分」「経費補填額」とでも呼ぶべきだろう。社会的責任を自覚しプライドを持って望んでほしいのには何か被害者意識のように感じられる。

## 3、その効率的運用のための電話機の開発を期待する。

- ・ 郵便局に公衆電話を必ず設置するため「新ピンク電話機」（特殊簡易公衆電話機）の開発を期待する。つまり日常は業務用に回線を使用し、必要に応じあるいは夜間は外部からも利用できるような構造の電話機である。外国によくある壁付け型のものにすればコンビニなど一般商店でも利用できよう。
- ・ また、災害時に備えて公衆電話の有線・無線 2 ルート化も検討すべきではないだろうか。そのためにもカメラは不要、ゲーム機能も不要といった「公衆電話用ケータイ端末機」の開発も必要と思われる。